# 労働者とは労働組合とは - 知っておきたい基本

09.10.27

岡山県労働者学習協会 長久啓太

ブログ「勉客商売」 http://benkaku.typepad.jp/blog/

はじめに:学童保育の思い出

#### 一。学童保育の労働組合を考える前提として

- 1。情熱とは、持続する感情のこと 指導員としての熱い思い子どもたちとの関わりのなかで
  - \*人と関わる仕事。他者との関わりで、自分の生の意味を確認する。
  - \*子どもたちは1人ひとり多様で、変化の過程のなかにある
  - \*自分の限界にもぶつかる。子どもたちとともに自分自身も成長する
- 2。社会的役割の高さ、子どもの発達の場の1つ・安心できる「居場所」 共働き、1人親家庭の増加
  - \* 学童保育なしには、社会が成り立たっていかない 子どもの無限の可能性を伸ばす、ひとつの場として

子どもが"ほっと"できる「居場所」のひとつにしたい

- 3。「子どもたちのために」 自分の成長と、労働条件に自覚をもってこそ 専門職として成長するーその条件
  - コミュニケーション労働(人間が相手)に必要な知的熟練
  - \*保育理論の学習と同時に、経験の蓄積がものをいう。いわば学童保育職人として、 現場の経験をつみ、知的熟練をものにしてくことが必要となる。
  - 知的熟練を蓄積していくには、「雇用の継続」「雇用保障」がカナメとなる
  - \*雇用・労働を安定的・継続的に保証することが決定的。「雇用の継続」という前提があってはじめて、1人ひとり、そして職場集団の知的熟練が蓄積されていく。
  - \*「働き続けたい」「働き続けられる」職場か?労働条件か?

生き生きはつらつ、してますか?

- \*コミュニケーションで成立する保育労働では、その働き手が「生き生きはつらつのコミュニケーション」に向かえる労働条件が不可欠。
- \*「生き生きはつらつ」とできるような、労働・賃金条件を。長時間労働や、生活 に不安・悩みを抱え込まざるをえない処遇・賃金条件のもとにおいてはならない。
- \*子どもは指導員を選べない。クラブを選べない。すべての子どもに、学童保育の「質」を保障することが大事。そのためには何が必要?
- \*「きちんと、ものが言える」労働者に

学童保育の「質」を継続することが必要

- 子どものおかれている社会状況について一貧困・格差、学校教育、発達環境...
- \*子どもの成長に関わるプロとして、広い見識と行動が求められる

### 二。労働者ってだれのこと?

1。「自分は労働者である」という認識が出発点 厳密に定義すると、「はたらく人」=「労働者」ではありません。 \*私たちが生活するために必要なお金を手に入れる方法は、以下の3通り

自分の「働く力・能 力」をどこかの会社 (他、公共団体 etc)に 売って、対価として 賃金を受け取る方法

他人を雇い、自分の 会社で働かせて、生 産された商品(サービ ス)を売って『お金』 を手に入れる方法

自分の所有するお店や土地 があり、そこで商品(サー ビス)を自分で作り出すこ とができ、それを売って、 『お金』を手にいれる方法

約5200万人

約190万人

約1050万人

\* 数字は日本の場合

\*この、『お金』を手に入れる方法の違いは、生産手段(土地、建物、機械、 原材料etc)を持っているか、持っていないかの違いから生まれる。



ぜんぜん もっていない

かなりもっている (その中でも大・中・小がある)



ちょっともっているが、 他人を雇うほどはない

自宅では基本的に働けない人。生産手段のもとに出勤する人。勤労人口の8割。

生産手段をいっさい持ってなく、どこかの会社に自分の労働力(働く ための精神的・肉体的エネルギー)を売らないと、『お金』が手に入ら ない(つまり生きていけない)人のことを、"労働者"と言います。

ちなみに、 は「資本家」 は「自営業者・農漁民など」

2。労働者と言われる人々の特徴は

数が多い

ひとりでは弱い存在



団結するための恒常的な 組織が、労働組合。



労働組合(ユニオン Union)の語源は「Unite」
\*・・・を結合する、合体させる、・・・を結びつける
\* 1つになる、団結する
労働者の「数の力」はすごい(資料参照)

## 三。日本国憲法から、労働組合とは何かを考える

1。基本的人権と労働組合 - 日本国憲法をものさしに

その保護する子女に普通教育を受けさせる義務 その能力に応じて、 活を営む権利を有する を負ふ。義務教育は、 を有する。 日本国憲法 する基準は、 すべて国民は、 体行動をする権利は、 すべて国民は、 なければならない。 政の上で、 由及び幸福追求に対する国民の すべて国民は、 すべて国民は、 勤労者の団結する権利及び団体交渉その 一十六条 十八条 一十五条 児童は、 賃金、 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努国は、すべての生活部面について、社会福 公共の福祉に反しない限り、 すべて国民は、 就業時間、 これを酷使してはならない。 最大の尊重を必要とする。 法律でこれを定める 個人として尊重される。 法律の定めるところにより、 勤労の権利を有し、 健康で文化的な最低限度 法律の定めるところにより、 ひとしく教育を受ける権利 これを無償とする。 休息その他の勤労条件に これを保障する。 立法その他 権利につい 義務 他 を の て の 負

#### 労働基準法

- \*「労働条件は、労働者が<u>人たるに値する</u>生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」(1条)
- \*「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである」 (2条)

なぜ憲法28条では、無条件で労働三権が保障されている?

- \* 労働組合は、労働者が人間らしく生き・働くために、絶対に欠かせない組織だから。憲法は労働者に「労働組合をつくってたたかおう」と応援している。
- 2。労働組合の基本原則

労働者なら誰でも入れる組織 - いろいろな違いをこえて

- \*労働者の最大の力は、数が多い、ということ。
- \* 労働者なら誰でも入れる。違いをこえて「ひとつに!」 要求での団結
- \*そのために、「話し合う場」がとても大切
- \*「不平・不満」と「要求」の違い
- \*要求は、具体的な形をとってあらわれる
- \*「働くこと」は、さまざまな「こまかいこと」の総体

違いをこえて、 要求で団結!

要求書

労働組合

- 3。誰もが輝ける社会に一労働組合を広げよう、そして輝かせよう 人間らしく生きるために一労働組合をつくり、たたかってきた先輩たち
  - \*「おかしいこと」と向き合い、声をあげてきた
  - \*さまざまな困難があっても、あきらめなかった
  - \*「あきらめないリレー」のバトンを、おおくの指導員さんに手渡したい
  - 学習しなければ、労働者は人間らしく生きていくことはできない
  - \*おかしいことを「おかしい」と思えるには

さいごに...

#### 次回のテーマ

- 「労働者の権利とは
  - 学童保育指導員として」

## わたしが 先生になった とき

作者不明

わたしが 先生になった とき 自分が 真実から 目をそむけて 子どもたちに ほんとうのことが 語れるか

わたしが 先生になった とき 自分が 未来から 目をそむけて 子どもたちに 明日のことが 語れるか

わたしが 先生になった とき 自分が 理想を もたないで 子どもたちに いったいどんな夢が 語れるか

わたしが 先生になった とき 自分に 誇りを もたないで 子どもたちに 胸をはれ と いえるか

わたしが 先生になった とき 自分が スクラムの外にいて 子どもたちに 仲良くしろ と いえるか

わたしが 先生になった とき ひとり 手を汚さず 自分の腕を組んで 子どもたちに ガンバレ ガンバレ と いえるか

わたしが 先生になった とき 自分の闘いから 目をそむけて 子どもたちに 勇気をだせ と いえるか